

千葉県医師修学資金制度 Q&A

【目次】

- (1) 千葉県医師修学資金貸付制度について 1
- (2) 地域枠入試について 2
- (3) 申請書類について 2
- (4) 連帯保証人について 3
- (5) 臨床研修について 4
- (6) キャリア形成プログラムと診療科別コースについて 5
- (7) 返還について 6
- (8) その他 6

(1) 千葉県医師修学資金貸付制度について

問1 この貸付制度の目的は何でしょうか？

答1 千葉県医師修学資金貸付制度は、千葉県内の医療機関で働く医師の確保を目的とした制度です。

「貸付け」という形を取ってはいますが、特段の事情がある場合を除き、貸付けを受けた全ての方が、規定の期間、返還免除要件に沿った勤務を行い、返還が免除されることを基本とした制度となっています。

問2 貸付金の用途は決められているのでしょうか？

答2 用途の制限は、特にございませぬ。

問3 在学期間の途中まで（例えば、4年生まで）貸付けを受けることは可能でしょうか？

答3 この貸付制度は、「正規の修業期間を経過するまでの期間」に対して貸付けを行います。したがって、貸付決定を受けた場合、原則、6年生までは貸付けを受けることとなります。

例外として、例えば留年などで同じ学年が連続する場合、6年生を迎える前に貸付期間が満了します。

《例 1年生で貸付を受けて、5年生で留年した場合》

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	5年生	6年生
貸付期間	1年目 (貸付開始)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 (貸付期間満了)	貸付け なし

問4 他の奨学金制度などとの併用は可能でしょうか？

答4 併用の制限は設けていません。ただし、他の奨学金制度で定められた条件など（勤務条件や返還猶予など）が、千葉県医師修学資金貸付制度の返還免除に支障をきたすことがないか、よくご確認ください。
(不安な場合は、県にお問い合わせください。)

問5 診療科の限定はありますか？

答5 診療科は限定しておりません。県内の多くの専門研修を行う医療機関が診療科別コース（モデルコース）を策定しており、19の基本領域（診療科）すべてのコースがあります。

(2)地域枠入試について

問1 地域枠入試を併願することは出来ますか？

答1 地域枠入試の併願については、各地域枠大学の入試要項を御確認いただくか、直接、大学までお問い合わせください。

問2 地域枠入試の出願にあたって、成績等の条件はあるのでしょうか？

答2 地域枠入試の出願については、各地域枠大学の入試要項を御確認いただくか、直接、大学までお問い合わせください。

問3 地域枠入試は一般入試と試験問題が異なるのでしょうか？

答3 試験問題については県で把握しておりませんので、各地域枠大学にお問い合わせください。

問4 地域枠入試を合格後に、入学を辞退することは出来ますか？

答4 入学の辞退については、各地域枠大学にお問い合わせください。

(3)申請書類について

問1 申請書類はどこで受け取ることが出来ますか？

答1 申請書類は千葉県HPに掲載しておりますので、ダウンロードしていただき、御活用ください。

問2 修学資金貸付申請書の下部に「希望する診療科」を記入する欄がありますが、卒後は必ず記入した診療科で勤務しなければならないのでしょうか？

答2 記入した診療科で勤務する必要はございません。あくまで現時点での希望を調査しているのみであり、拘束力はありません。

問3 振込口座は、親名義の口座でもいいのでしょうか？

答3 本人（申請者）名義の口座としていただくようお願いします。

問4 同意書に記載する連帯保証人は、2名の連帯保証人のうち、誰でもいいのでしょうか？

答4 指定はございません。誓約書に記載された連帯保証人のうち、いずれかの方を記載いただければ構いません。なお、連帯保証人の要件に合致している必要がありますので、御注意ください（詳細は、募集要項と本紙の「(4) 連帯保証人について」を参照）。

(4)連帯保証人について

問1 連帯保証人の2名は、申請者の両親でよろしいのでしょうか？

答1 不可です。1名を申請者の親にした場合、もう1名は、原則、独立の生計を営み、修学資金の返還の責任を負うことができる、親以外の方を選任する必要があります。
なお、申請者と連帯保証人が生計を一にしていることは問題ありません。2名の連帯保証人について、それぞれが独立している必要があります。

問2 「独立の生計を営む」とは、具体的にどのような場合でしょうか？

答2 原則、別居していることを指します。ただし、住所が同じ場合であっても、世帯が分かれていれば、連帯保証人になることが可能です（ただし、両親同士は不可）。

問3 別居している両親同士であれば、双方が連帯保証人になることはできますか？

答3 不可です。両親におかれましては、別居している場合であっても、両親お二人が連帯保証人になることはできません。

問4 離婚した両親同士で、連帯保証人になることはできますか？

答4 独立の生計を営み、修学資金の返還の責任を負うことができる場合は可能です。
同一世帯の場合は、連帯保証人になることはできません。

問5 自身の配偶者を連帯保証人にすることはできますか？

問5 可能です。

問6 連帯保証人は、必ず2名選任しなければなりませんか？

答6 必ず2名選任いただきます。2名選任することができない場合は、当該修学資金の貸付けを受けることはできません。

問7 申請者が18歳の場合は、成人でしょうか。未成年でしょうか？

答7 18歳以上の場合は、成人となります。

問8 申請者は既に成人（18歳以上）していますが、連帯保証人のうち、1名を親にすることは可能でしょうか？

答8 可能です。申請者が成人していない場合は、2名のうち1名を必ず親（親権者）にしていただく必要がありますが、成人している場合は、これに限りません。

問9 連帯保証人は、無職でもなれますでしょうか？

答9 修学資金返還の支払い責任を負うことができる資力を有する方であれば、無職でも、連帯保証人になることは可能です。

問10 収入の制限はあるのでしょうか？

答10 収入制限などは設けておりません。修学資金返還の支払い責任を負うことができる資力を有する方であれば、連帯保証人になることは可能です。

問11 連帯保証人は、途中で変更することはできますか？

答11 可能です。変更される場合は、連帯保証人の要件に該当する方を選任するとともに、印鑑証明書を添えて「連帯保証人変更届」を提出してください。

(5)臨床研修について

問1 臨床研修病院はどのように選択すればいいですか？

答1 医師修学資金貸付制度を利用していない医学部生と同様、医師臨床研修マッチング協議会が実施するマッチングに参加していただきます。

問2 臨床研修病院は、どこを選択しても良いですか？

答2 原則、県内の基幹型臨床研修病院の研修プログラムに参加してください。やむを得ない事情がある場合は、県外の基幹型臨床研修病院を選択することができます。ただし、この場合は、当該研修期間に猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。また、当該研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要があるこ

とに留意ください。

問3 地域A群の病院で臨床研修を2年間受けました。今後、地域A群での勤務は不要ですか？

答3 臨床研修は、勤務の場所を問わず「臨床研修病院群」での勤務として算定しますので、地域A群における勤務として算定されません。したがって、臨床研修後に、地域A群で2年間の勤務が必要です。

なお、県内の臨床研修病院による研修プログラムの一環として、県外の病院等に勤務した場合であっても、同じく「臨床研修病院群」として算定します。

(6) キャリア形成プログラムと診療科別コースについて

問1 新プログラム・政策医療分野プログラム・診療支援部門プログラムの選択は、どのように行えばよいですか。また、1度選択したプログラムの変更はできますか？

答1 臨床研修を開始する前に、全員に個人面談を行い、その時点での希望を確認します。その後、キャリア形成の希望に応じてプログラムを変更することは可能です。なお、その際、変更後のプログラムのそれぞれの条件に当てはめて義務年限を改めて算定します。その結果、変更前の就業実績が義務年限に認められない場合もありますので、留意してください。

問2 政策医療分野プログラムを選択した場合、地域A群や地域の病院での勤務は不要ですか？

答2 政策医療分野群には、新プログラムに定める地域A群に該当する医療機関が含まれており、これらの医療機関でも勤務可能ですが、地域A群に定める病院での勤務年数は義務付けられていません。

問3 診療支援部門プログラムを選択した場合、地域A群や地域の病院での勤務は不要ですか？

答3 診療支援部門群には、地域A群の病院が含まれています。本制度の趣旨は、地域A群における勤務であり、地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群で勤務することになります。

問4 診療科別コースは、いつ、どのように選択すればよいですか？

答4 原則として、臨床研修2年目の秋から冬にかけて、千葉県HPにより公表する診療科別コースから希望する診療科別コースを選択していただきます。

令和6年9月時点で200を超える診療科別コースがありますが、希望する診療科

別コースがない場合は、キャリアコーディネータや専門研修のプログラム管理者に相談しながら、オリジナルのプランを作成することもできます。

(7)返還について

問1 この貸付制度を離脱（辞退）する場合のペナルティはありますか？

答1 地域枠入試で入学した方には、修学資金制度（貸付けや卒後のキャリアサポート等）を活用しながら、卒後、返還免除を受けるための要件に沿って県内で勤務することが期待されています。在学中の制度離脱については、まず、大学へ御相談ください。

なお、万が一、制度を離脱した場合には、借り受けた修学資金に利息（年10%）を付して、一括で返還していただきます。返還時期は、返還事由が生じた日の翌月の末日までです。

問2 返還免除の要件を満たさなかった場合、勤務した期間に応じて、返還金額が減額されますか。例えば、義務年限9年間のところ、3年間勤務した場合、返還金額のうち、3分の1は免除されますか？

答2 返還免除を受けるために必要な期間の勤務を行わなかった場合には、原則として、それまでの勤務期間にかかわらず、貸付金額の全額を一括して返還していただきます。

問3 貸付金を返還する場合、利息がつきますか？

答3 修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの間、年10%の利息が付きます。また、返還すべき日までに返還しなかった場合は、貸付決定年度に関わらず年14.5%の延滞利子がつきます。「利息」と「延滞利子」は異なりますので、注意してください。

問4 利息の金額は、6年間でどのくらいになりますか？

答4 月20万円の貸付けで約425万円、月15万円の貸付けで約320万円となります。

(8)その他

問1 在学中に留年・休学した場合は、貸付けは取り消されるのですか？

答1 留年・休学により貸付けが取り消されることはありません。ただし、留年した場合でも、貸付けは正規の修業期間分のみとなります。また、留年が確定した場合は速やかに県へ報告してください。

休学中においては、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで貸付けを行いません。休学が決定する場合、速やかに県に連絡してください。

問2 医師国家試験が不合格だとどうなりますか？

答2 返還が免除されるためには、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得することが要件となっています。現行の医師国家試験の下、連続2回不合格になると、貸付金を返還していただくことになります。

また、2回目の試験で合格となった場合でも、免許の申請手続きが遅れ1年3月以内の免許取得ができない場合は、返還していただくこととなりますので、速やかに手続きを行うようお願いいたします。

問3 本人が死亡した場合はどうなりますか？

答3 個々の状況で判断します。一般的には、医師の業務に従事する期間又は臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務が免除されます。

また、修学資金貸付制度利用者が死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部又は一部を免除することがあります。免除とならない債務は、相続人又は連帯保証人に返還していただきます。